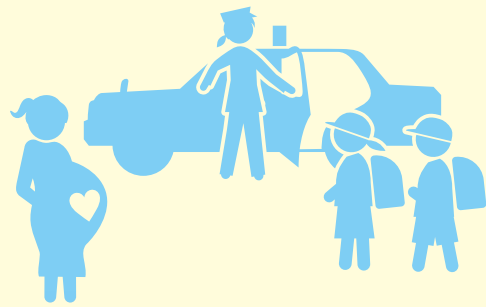
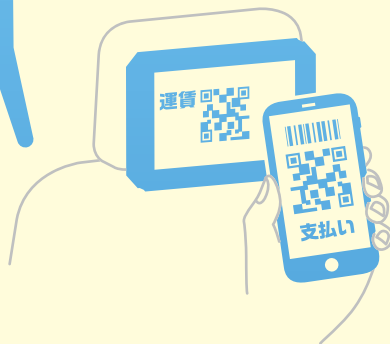


TAXI TODAY

in Japan 2026



タクシーが つなぐ人の輪 地域の輪



一般社団法人

全国ハイヤー・タクシー連合会

Japan Federation of Hire-Taxi Associations

タクシー事業の進化に関する決議

ハイヤー・タクシー業界においては、少子・高齢化社会の急速な進展並びにGX（グリーントランスフォーメーション）、DX（デジタルトランスフォーメーション）の大きな潮流の中、地域公共交通機関として課せられた重要な使命を改めて自覚し、地方における経営の改善、深刻な乗務員不足や地域別最低賃金の大幅な引上げ等様々な課題の解決に一歩一歩着実に取り組み、成果を挙げることが重要である。特に喫緊の課題として、「地方タクシー事業再生・進化推進特別本部」に寄せられた様々な意見・要望に応じた対策に真摯に取り組むことが必要である。

このため、全タク連においては、全国各地の会員事業者及び各都道府県協会と緊密に意見交換、情報共有を図りながら、

- 交通空白の解消に向けた日本版ライドシェア及び公共ライドシェアの普及促進
- 円安に伴う燃料価格高騰へ対応するためのLPガス燃料価格激変緩和対策事業の継続
- 空港、観光地等における白タク及び都市型ハイヤーによる客引き、名義貸し等の悪質な違法行為の撲滅及び規制の見直し
- 利用者利便の向上及び需要拡大に向けたスマホ配車の普及促進及びキャッシュレス化の推進
- 乗務員不足の解消を図り、タクシーの進化へ向けた投資を実現するための運賃改定
- 移動の未来を託すべき自動運転タクシーへの主体的な関与
- 乗務員の層が薄い若年層や女性層、安定した人材供給源になり得る他産業定年退職者の採用促進
- 自動車運送分野における特定技能制度の積極的な活用
- 「事業用自動車総合安全プラン2025」に基づいた交通事故防止の徹底
- 2050年カーボンニュートラル達成を目指し、電気自動車等の普及促進等による環境対策の推進
- ユニバーサルデザイン（UD）タクシーの普及促進等によるケア輸送体制の整備
- 妊婦応援タクシー・育児支援タクシーの普及促進による子育て支援の推進
- 持続可能な乗合タクシーの普及促進による地域の高齢者等の移動支援の推進
- 地方自治体、地域の観光事業者と一体となった観光地における二次交通ネットワークの充実

等諸施策を積極的に推進する。

併せて、今後ともタクシーが利用者ニーズに応じて安全・安心かつ、質の高いサービスを提供し、地域公共交通機関としての使命を達成できるよう財政・税制上の支援の更なる強化を要望する。特に、令和7年度補正予算及び令和8年度当初予算における人材確保支援及びUDタクシー導入支援に対する十分な予算額の確保、令和8年度税制改正における走行距離課税の導入及び営自格差見直しの阻止、UDタクシーに対する自動車重量税の免税措置の延長を強く要望する。

右 決議する。

令和7年10月30日

第62回全国ハイヤー・タクシー事業者大会

CONTENTS

■事業者大会決議	1	■ドライバー不足の解消に向けて	17
■事業者数と車両数	3	■交通空白の解消に向けて	19
■タクシーの運賃・料金	5	■お客様のニーズに応える地域公共交通機関	21
■経営の現状	7	■インバウンド対応	25
■年間納税額	9	■ケア輸送サービス	26
■環境に優しいタクシー	10	■広報活動	27
■交通安全対策	11	■社会貢献	28
■自動運転タクシーの社会実装に向けて	14	■防犯対策	29
■安全・安心輸送を支える人々	15	■都道府県協会一覧	30

第121回 臨時総会 第171回 理事会 第62回 全国ハイヤー・タクシー事業者大会

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会

タクシー業界が利用者起点で「国民の移動の足の確保」を全力で推進する中、公共交通を破壊するライドシェア新法は不要！



会長
川鍋 一朗

タクシー業界が利用者起点で「国民の移動の足の確保」を全力で推進する中、公共交通を破壊するライドシェア新法は不要！

タクシー業界が利用者起点の「国民の足の確保」を推進する中、公共交通を破壊するライドシェア新法は不要

令和7年6月13日閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025」及び「規制改革実施計画」において、「全国の移動の足不足の解消に向けて、自動運転やライドシェアについて、骨太方針2024等を踏まえ、必要な取組を進める。特に、地方の中小都市など、公共交通手段の利便性が低い地域における移動の足不足の解消に向けた適切な制度の在り方も含め議論を進める」こととされた。

「ライドシェア」と称する白タク行為は、事業主体が運行及び車両整備管理等について、民事・刑事上の法的な最終責任を負わない点が最大の問題。

加えて、運転者を独立した個人事業主と位置づけ、厳格化する労働関係法令の規制を逃れようとするものであり、ワーキングプア層を増加させるもの。さらには交通渋滞や事故を増加させるとともに、CO₂排出量を増大させ、2050年カーボンニュートラル実現に逆行する。

コロナ禍が終息し、インバウンドも復活する状況を受け、タクシーの供給不足が指摘される中、我々タクシー事業者は、地理試験の廃止や二種免許取得の効率化、外国人在留資格特定技能1号制度の活用など様々な国の支援措置を活用し、コロナ禍で減少したタクシードライバーの増加に全力を傾注してきた。その結果、運賃改定の効果もあり、本年9月末においては、コロナ禍発生直後の令和2年3月末と比較して約87%までドライバー数を回復させており、引き続きその改善に全力で取り組み中。

加えて現在、タクシー業界においては、交通空白の解消に向け、国土交通省の交通空白解消本部及び全国の自治体と緊密に連携し、乗務シフトの見直し、空港・駅の乗り場改善、営業区域を超えた応援部隊の派遣を始め、乗合タクシーの普及促進、自家用車活用事業（日本版ライドシェア）の展開、自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）との連携等、ありとあらゆる取組を総力上げて展開中であり、公共交通を破壊するライドシェア新法は不要である。

我々タクシー事業者は、地方創生を担う社会インフラであるという認識の下、今後とも国民に対する安全・安心な輸送サービスを確保すべく、業界一致団結し、労働組合、個人タクシー業界、バス業界、自動車メーカー、消費者団体、「交通の安全と労働を考える市民会議」そして全国の地方自治体と緊密に連携し、ライドシェア新法の制定を全力で阻止する。

右 決議する。

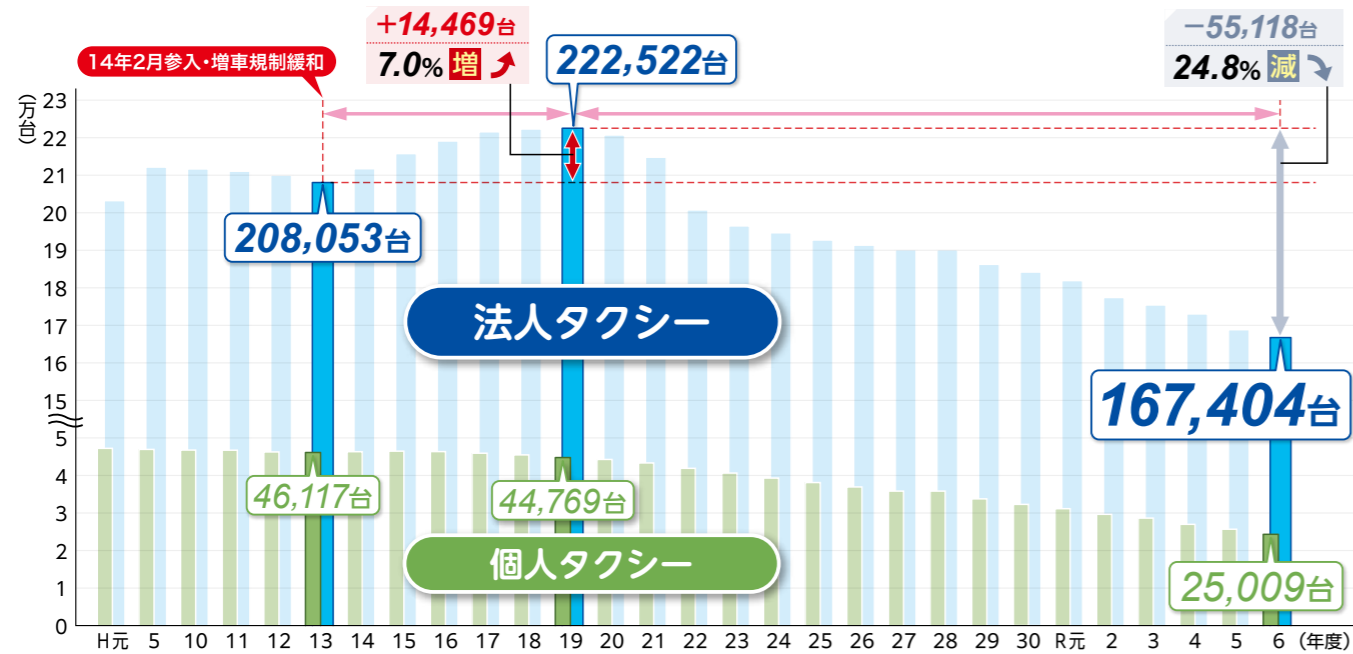
令和7年10月30日

第62回全国ハイヤー・タクシー事業者大会

事業者数と車両数

規制緩和以降、タクシー事業は、長引く需要減少と相まって多くの地域で供給過剰が進行し、利用者サービスの低下、道路混雑等の交通問題、運転者の労働条件の悪化等の問題が発生しました。

この問題を解決するため、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づき、法人タクシーは、サービスの活性化、事業経営の効率化等を行うとともに、供給過剰状態の是正に取り組んできました。



タクシー総車両数

192,413台

法人タクシー
 事業者数 **5,398社**
 車両数 **167,404台**

個人タクシー
 車両数 **25,009台**

(令和7年3月末現在 国土交通省調べ)

北海道
 332
 8,870
 1,401

青森
 91
 2,110
 75

岩手
 122
 1,818
 78

秋田
 70
 1,006
 40

宮城
 158
 3,284
 481

山形
 74
 1,123
 59

福島
 143
 2,081
 41

石川
 60
 1,567
 184

富山
 44
 723
 73

新潟
 107
 2,318
 276

栃木
 92
 1,631
 44

茨城
 191
 2,403
 0

兵庫
 177
 6,240
 866

京都
 71
 5,638
 1,688

福井
 45
 800
 45

長野
 100
 2,187
 77

群馬
 57
 1,374
 0

埼玉
 177
 5,330
 161

千葉
 169
 5,572
 465

大阪
 232
 14,340
 2,217

奈良
 54
 954
 8

滋賀
 26
 1,070
 34

岐阜
 46
 1,559
 56

山梨
 63
 828
 0

東京
 376
 30,264
 9,116

和歌山
 56
 1,240
 31

三重
 44
 1,085
 3

愛知
 115
 6,905
 409

静岡
 109
 4,301
 142

神奈川
 173
 9,404
 1,949

島根
 93
 940
 0

鳥取
 25
 534
 0

山口
 95
 1,982
 45

広島
 207
 4,761
 809

岡山
 129
 2,508
 142

福岡
 236
 8,365
 1,573

長崎
 115
 2,205
 325

佐賀
 39
 922
 34

大分
 73
 1,856
 99

愛媛
 142
 1,733
 193

香川
 69
 1,358
 74

熊本
 137
 2,564
 262

宮崎
 37
 1,717
 31

高知
 100
 993
 87

徳島
 86
 906
 30

沖縄
 127
 3,375
 1,090

鹿児島
 114
 2,660
 196

凡例

東京
 376
 30,264
 9,116

..... 法人タクシー事業者数
 法人タクシー車両数
 個人タクシー車両数

(注) ①法人タクシー事業者数及び車両数は、一般タクシー(ハイヤー、福祉限定車両を除く)のみ。
 ②法人タクシー事業者数は、複数の支局に営業区域を有する事業者を単一化して算出した値。
 ③タクシー総車両数は、各指標を単純に合計したものである。

タクシーの運賃・料金

タクシーの運賃は、適正な原価に適正な利潤を加えたもので、利用者間に不当に差別的な取扱いをするものでなく、また他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがないものと法令により定められています。

各事業者は、車種別に設定された距離制及び時間制の自動認可運賃[※]の中から申請を行い、国土交通大臣から認可を受けた運賃（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法により指定された特定地域・準特定地域では公定幅運賃の中から届け出た運賃）により営業を行っており、相手によって運賃を値引きしたり受け取らない行為は禁止されています。

タクシー業界では、令和元年10月から導入を開始した事前確定運賃のほか、相乗り等お客様にとって利用しやすい運賃制度の導入が始まっています。

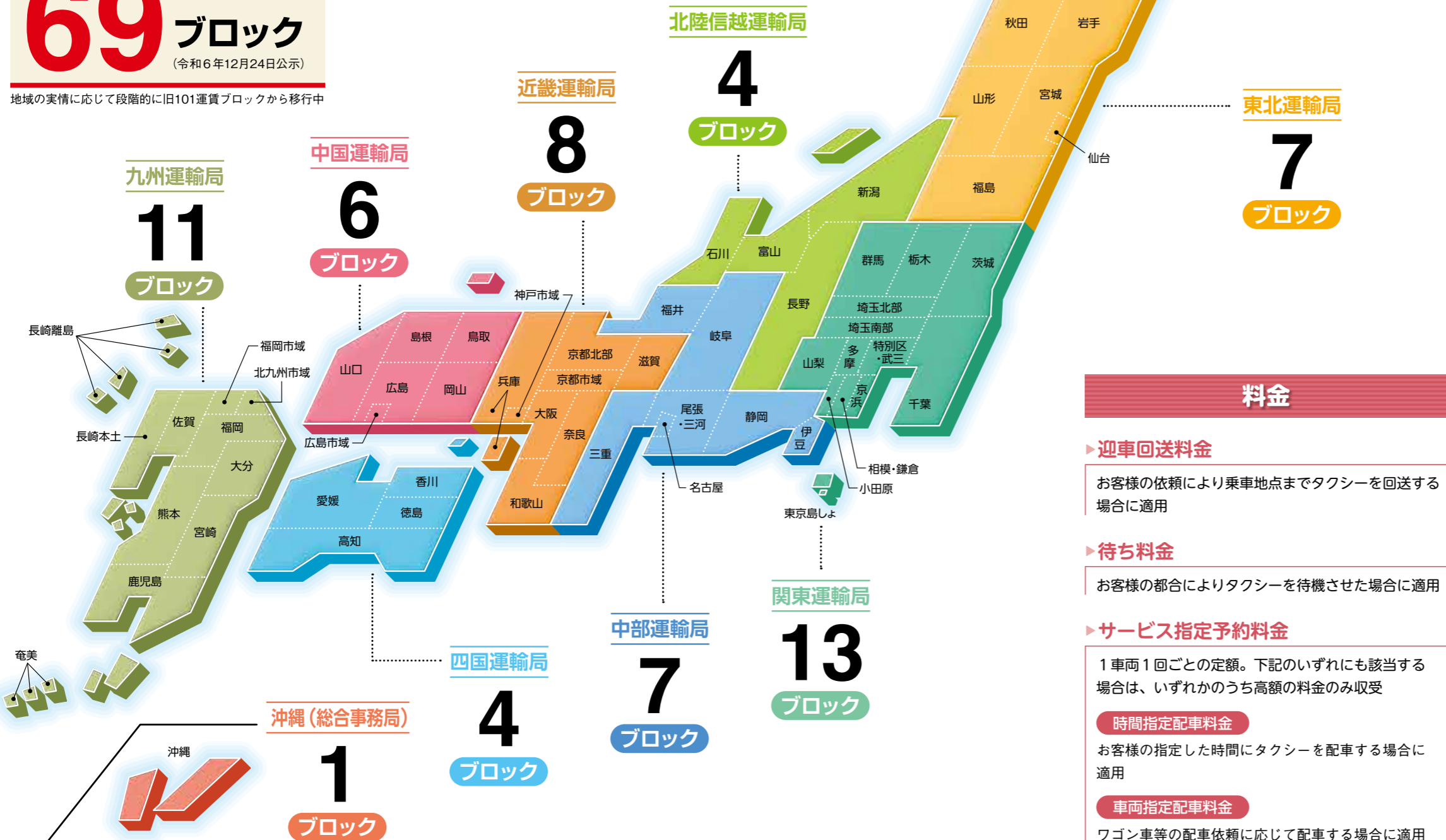
運賃ブロック

69 ブロック

(令和6年12月24日公示)

地域の実情に応じて段階的に旧101運賃ブロックから移行中

[※]上限から下限まで10円刻みの初乗り運賃を定め一定枠の自動認可運賃は、需要構造や原価水準を考慮して定められた運賃適用地域（運賃ブロック）ごとに設定されています。この上限額より高い運賃を申請する場合は、運賃ブロックごとに申請者の法人タクシー車両総数が当該地域の5割以上とする等の条件を満たした運賃改定手続きが必要です。



運賃の基本は、タクシーメーターを使用した距離制運賃ですが、利用条件等により異なる運賃・料金もあります。

運賃

▶ 距離制運賃（時間距離併用）

初乗り運賃+初乗り距離を超えて走行した場合、距離に応じた加算運賃

例 東京都特別区・武三地区 (令和8年4月20日現在)

普通車の上限運賃 初乗 1.0km 500円
加算 232m 100円
(※ 時間距離併用 1分25秒 100円)

※10km/h以下の限界速度で走行した場合、当該時間を距離に換算

▶ 時間制運賃

事前特約による実拘束時間に応じた運賃

例 東京都特別区・武三地区 (令和8年4月20日現在)

普通車の上限運賃 初乗 1時間 5,900円
加算 30分 2,700円

▶ 定額運賃

- ・施設及びエリアに係る定額運賃
- ・イベント定額運賃
- ・観光ルート別運賃
- ・一括定額運賃（定期券、回数券）

▶ 事前確定運賃

配車アプリ等で入力された乗降地点と降車地点との間の推計走行距離を基に距離制運賃に準じて算定し、乗車前に運賃額を確定する運賃

▶ 割引運賃

- 公共的割引** 身体障害者、知的障害者、精神障害者、被爆者、運転免許証返納者等
- 遠距離割引** 一定のメーター表示額に相当する距離を超える場合の割引
例 9,000円超え1割引
- 営業的割引** クーポン券割引、利用回数や利用金額による割引

▶ 割増運賃

深夜早朝、冬期、寝台など

料金

▶ 迎車回送料金

お客様の依頼により乗車地点までタクシーを回送する場合に適用

▶ 待ち料金

お客様の都合によりタクシーを待機させた場合に適用

▶ サービス指定予約料金

1車両1回ごとの定額。下記のいずれにも該当する場合は、いずれかのうち高額の料金のみ収受

時間指定配車料金
お客様の指定した時間にタクシーを配車する場合に適用

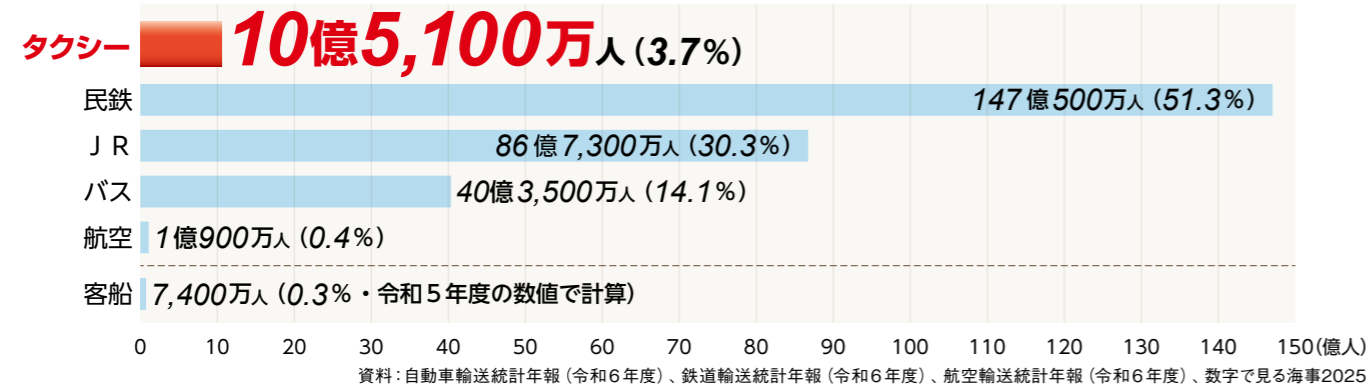
車両指定配車料金
ワゴン車等の配車依頼に応じて配車する場合に適用

経営の現状

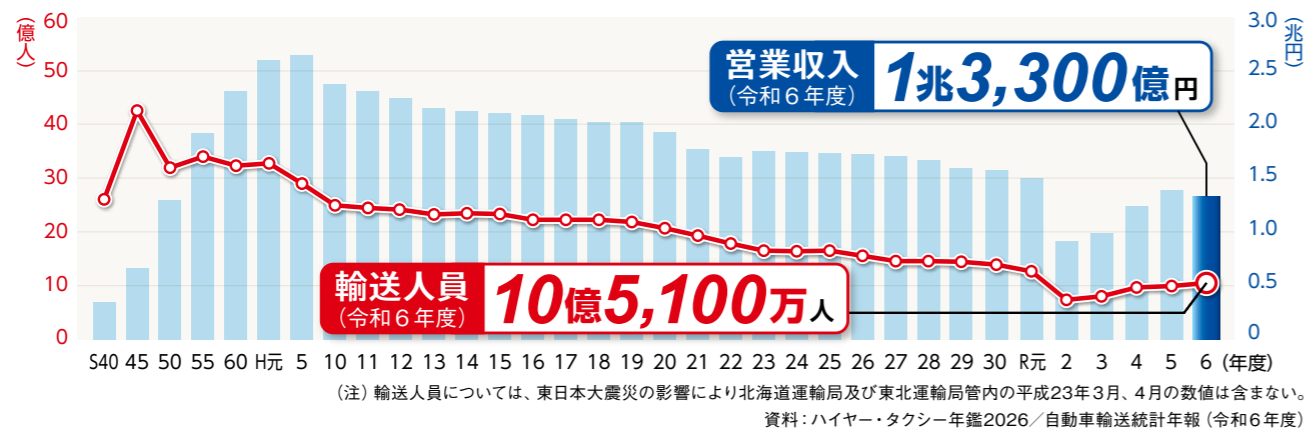
自家用車の普及、鉄道・バスなどの都市交通の整備、人口減少などの要因により、長年にわたりタクシーの需要は減少傾向にありました。

さらに、新型コロナウイルス禍では、人の移動が激減したことによって輸送人員及び営業収入が大幅に減少しましたが、徐々にコロナ禍前の状況に戻りつつあります。

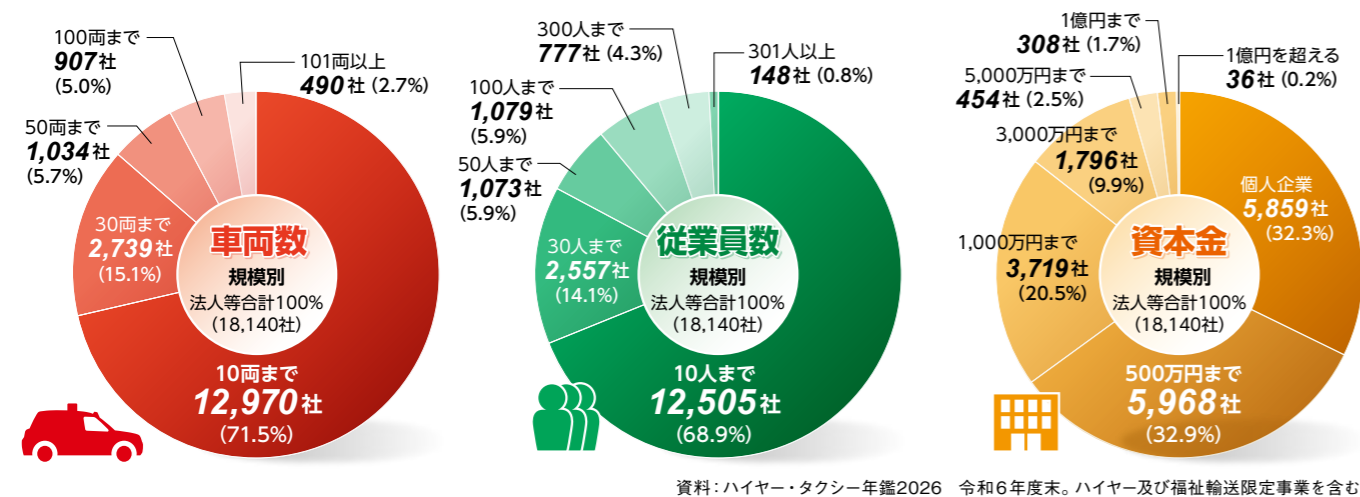
交通機関別輸送人員



タクシー輸送人員と営業収入

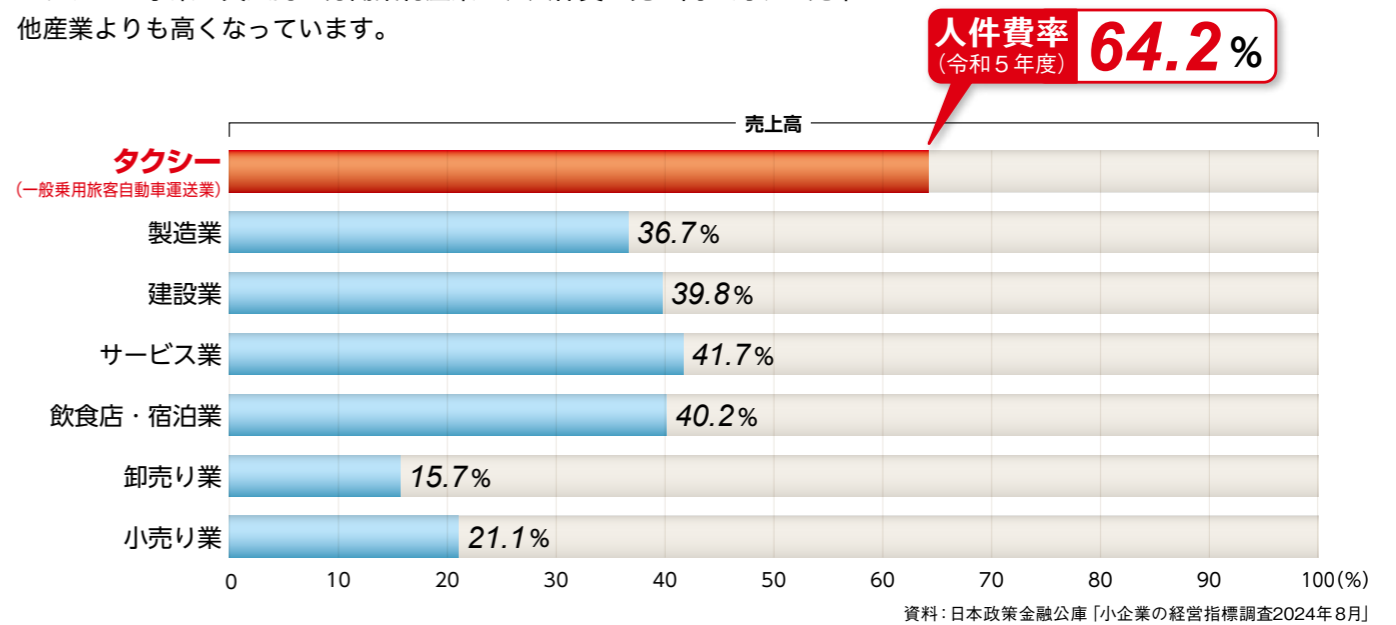


事業規模 法人タクシー事業者のほとんどが中小零細企業です。

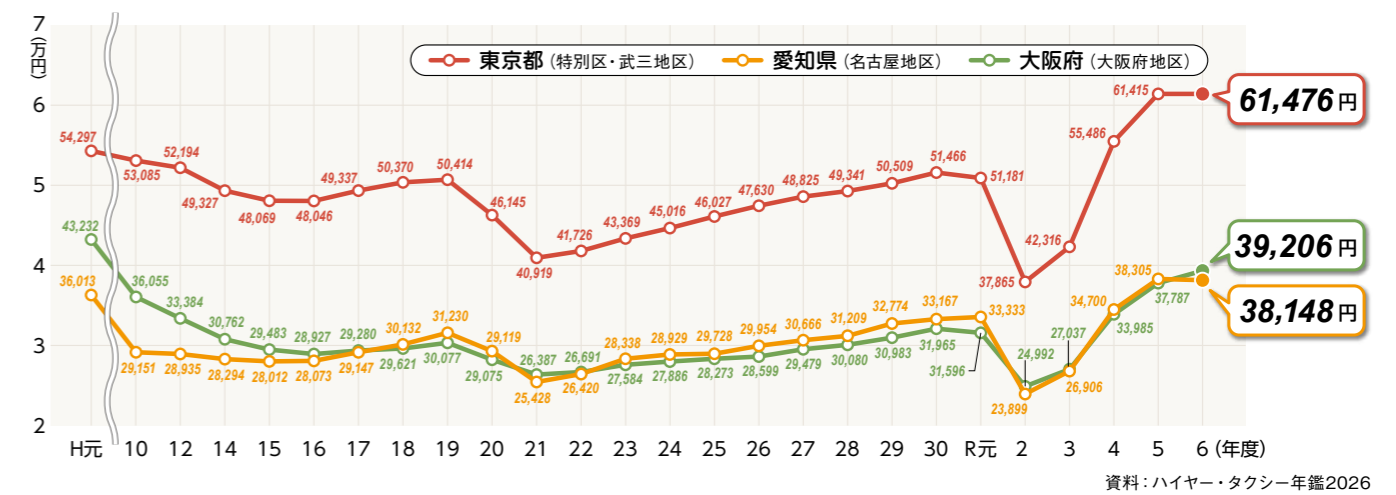


産業別人件費率の比較

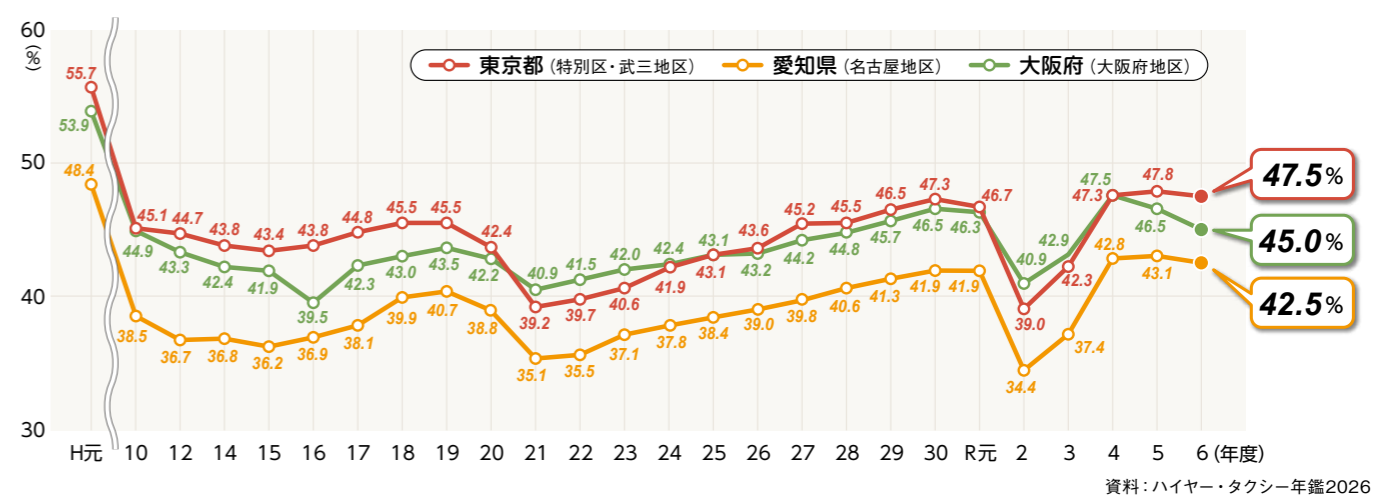
タクシー事業は典型的な労働集約産業で、人件費の売上高に対する比率は他産業よりも高くなっています。



各地の日車営業収入の推移 (法人)



各地の実車率の推移 (法人)



年間納税額

TAXI タクシー1台当たりの年間納税額

タクシーLPG使用車両の場合の負担税額

普通車 **663,552円**

令和7年4月1日現在 東タク協資料から抜粋
 (注)①車両価格のベースはトヨタ ジャパンタクシー
 ②消費税各欄に用いる原価構成比は令和5年度の
 数値を使用(関東運輸局調べ)
 ③消費税率は10%で計算

項目	税額	算出の基礎
石油ガス税	51,261円	税 額 = 1ℓ 9円80銭 年間走行 = 87,876km (1日244.1km) 保持キロ = 1ℓ 16.8km
石油石炭税	5,448円	税 額 = 1t 1,860円 年間使用量 = 5,231ℓ
国 税	普通車 71,852円	車両価格3,592,600円の10/100 = 359,260円 ÷ 5年
	燃料油脂費 83,293円	令和5年度 実働1日1車当たり運送収入61,686円の3.7/100 = 2,282円 × 365日 × 10/100
	車両修繕費 33,763円	令和5年度 実働1日1車当たり運送収入61,686円の1.5/100 = 925円 × 365日 × 10/100
	営業外費 11,242円	令和5年度 実働1日1車当たり運送収入61,686円の0.5/100 = 308円 × 365日 × 10/100
	その他経費 376,023円	令和5年度 実働1日1車当たり運送収入61,686円の16.7/100 = 10,302円 × 365日 × 10/100
自動車重量税	7,800円	0.5t 当たり2,600円

地 方 税	自動車税 環境性能割	普通車 14,370円	車両価格3,592,600円の2/100 = 71,852円 ÷ 5年 自動車取得税廃止に伴い令和元年10月1日より課税
	自動車税 (種別割)	8,500円	(営業用) 1ℓ超~1.5ℓ以下 昭和59年4月1日より課税

環境に優しいタクシー

温室効果ガス排出量の削減に努力しています

ハイヤー・タクシー業界の 低炭素社会実行計画

(自主的行動計画) 全タク連 平成27年5月25日

目標 2030年度目標値

2010年度比 **25%のCO2を削減**する。

具体的な計画

タクシー車両の環境対応車への切り替え

2030年度までに

↓
 タクシー車両の40%を
 HV車及びEV車等の
 環境対応車への代替えを
 進める。



LPGハイブリッドタクシー



プラグインハイブリッドタクシー

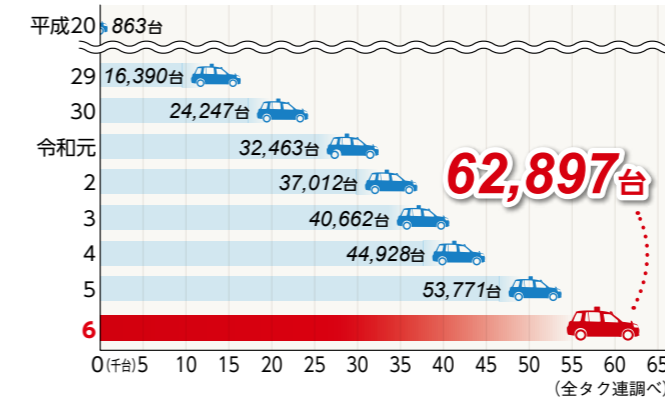


燃料電池車 (FCV) タクシー

全国で低燃費車両の導入が進んでいます

タクシーは従来から環境に優しいLPガスを燃料として使用してありますが、近年、ハイブリッド車等の環境対応車の導入が進んでいます。

●ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、電気自動車、燃料電池車タクシーの合計台数(法人・年度末)



GXの取り組みについて

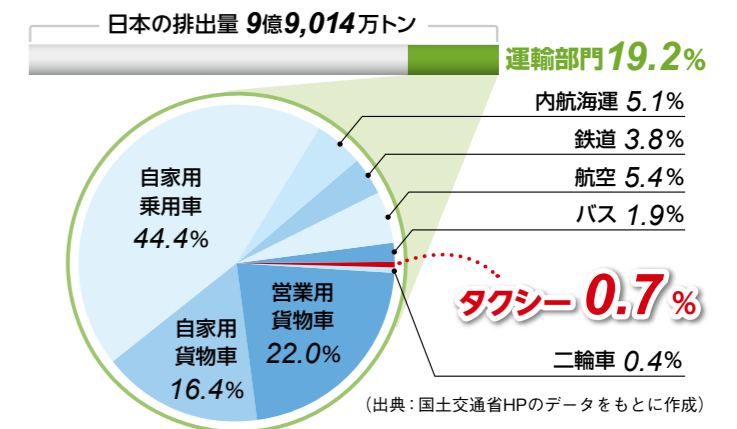
政府は、令和2年12月「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定し、「遅くとも2030年代半ばまでに、乗用車新車販売で電動車100%を実現」が打ち出されました。さらに令和5年2月10日「GXに向けた基本方針」が策定され、「事業用のトラック・バス・タクシー等への次世代自動車(燃料電池自動車(FCV)、電気自動車(BEV)等)の普及促進」が掲げられたところです。

タクシー業界は、政府方針を踏まえ、カーボンニュートラル実現に向け、次世代自動車の導入等のGXの取り組みを積極的に推進します。



電気自動車 (BEV) タクシー

●運輸部門の運輸機関別 二酸化炭素排出量(令和5年度)



グリーン経営(環境負荷の少ない事業運営)を推進しています

グリーン経営認証は、交通エコモ財団が認証機関となり、グリーン経営推進マニュアルに基づいて一定のレベル以上の取組を行っている事業者に対して、審査の上認証・登録を行うものです。令和7年12月末現在で284事業所が認証を取得しています。



交通安全対策②

運転者の健康管理と健康起因による事故防止の取組について

タクシー事業者は、運転者に対して雇入れ時及び定期的健康診断を受診させることが義務付けられており、運転者の健康状態の把握に努めています。

また、国土交通省が作成した「**事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル**」、「**睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル**」、「**脳血管疾患対策ガイドライン**」、「**心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン**」及び「**視野障害対策マニュアル**」に沿って運転者の健康管理を実施し、健康起因による事故の防止に努めています。



運行管理の高度化について

自動車運送事業者は、運行の安全を確保するため、業務前、業務後の運転者に対して、原則対面による点呼を行うこととされていますが、令和4年から使用する機器・システムの要件など、一定の要件を満たす営業所において、遠隔拠点間（営業所一車庫間、同一の事業者内の営業所間、グループ企業の営業所間）の点呼が可能となりました。令和7年からは、資本関係のない事業者間の（事業者を跨いだ）遠隔点呼も可能となりました。

また、自動点呼機器（ロボット等）により点呼を行うための要件や機器の認定制度が創設され、令和5年より、業務を終了した運転者に対する点呼を、令和7年より業務前の運転者に対する点呼を自動で行うことが可能となりました。

さらに、令和6年4月より同一事業者間における運行管理の一元化も可能となるなど、運行管理の高度化の取組により安全性の向上と、運転者や運行管理者の働き方改革が促進されることが期待されています。



交通事故抑止対策 優秀都道府県協会 表彰

全タク連では「ハイ・タク事業における総合安全プラン」の目標を達成するため、平成23年より、交通事故削減に努めた都道府県ハイヤー・タクシー協会を表彰する「交通事故抑止対策優秀都道府県協会表彰」を実施し、各都道府県ハイヤー・タクシー協会の交通事故抑止に向けた取組の一層の推進を図っています。

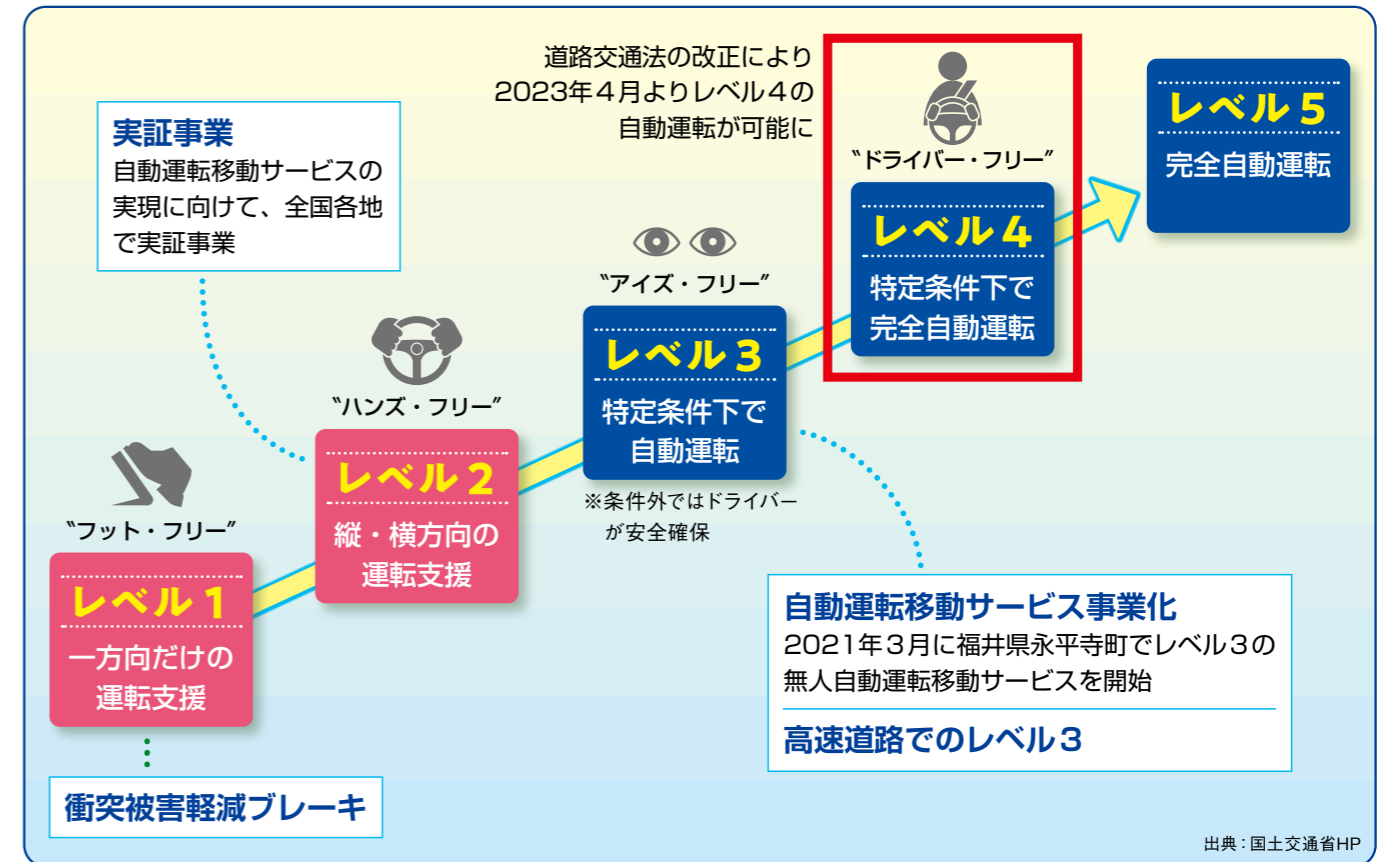


自動運転タクシーの社会実装に向けて

特定の条件下における完全自動運転（自動運転レベル4）の社会実装は、地域の移動の不足や担い手不足の課題解決に期待されています。

国土交通省は、2025年1月、国土交通大臣を本部長として「国土交通省自動運転社会実現本部」を設置、政府が交通政策基本計画に掲げた「2030年度における**自動運転サービス車両 1万台**」の目標達成のため、本格的な自動運転社会の早期実現に向けた方策の検討等を進めています。

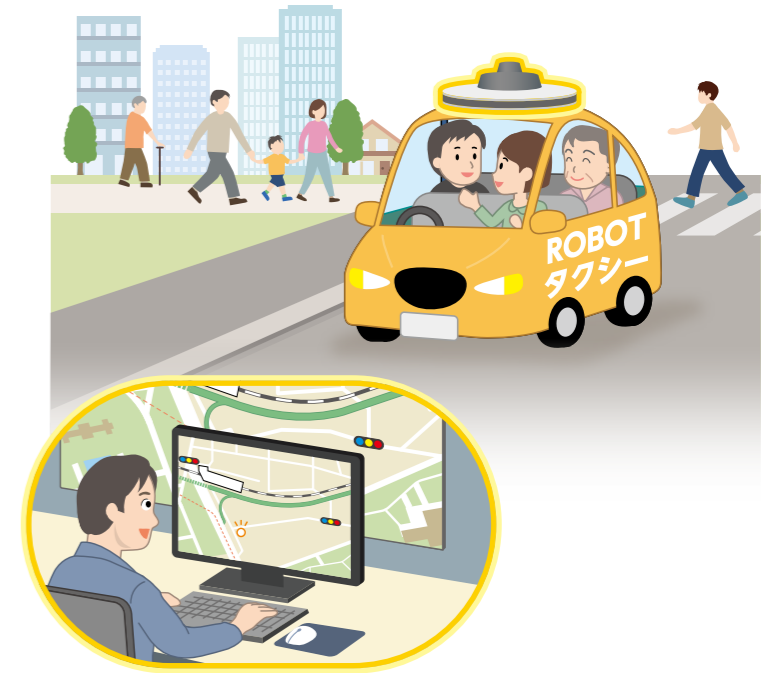
※全国のパス及びタクシー等の公共交通、幹線輸送トラック車両



タクシー業界においても、現在のタクシー事業と同等か、それ以上の安全性がタクシー事業者の責任において確保されることを基本として、自動運転タクシーの社会実装に向けて取り組みを進めます。



令和7年4月 タクシー事業者等が自動運転車両（レベル4）を公開

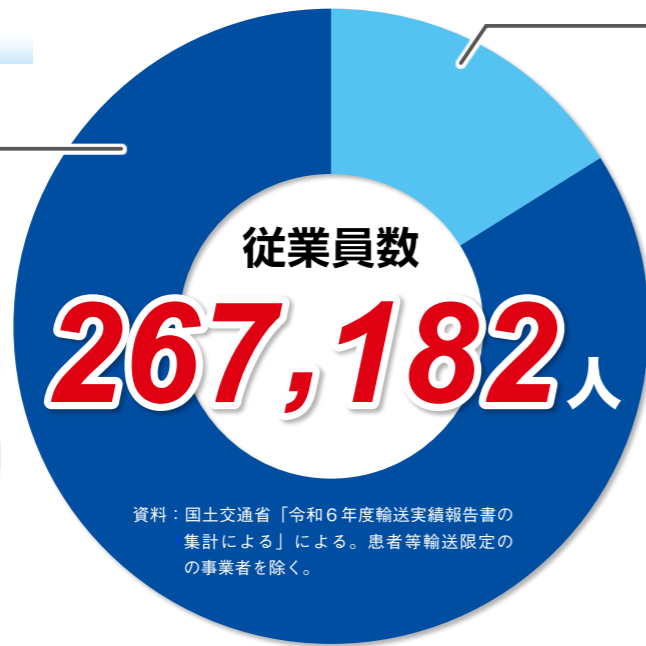


安全・安心輸送を支える人々

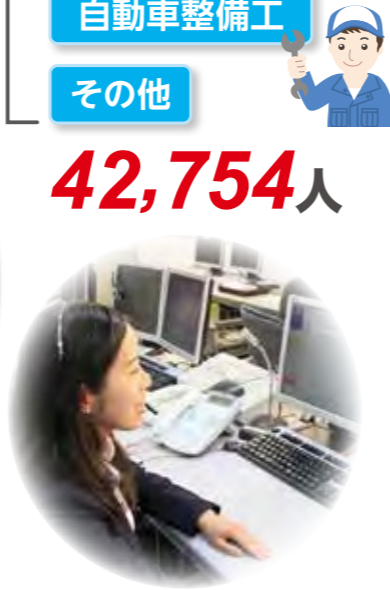
タクシーの安全輸送は、様々な人々の力によって支えられています。

従業員構成

運転者
224,428人

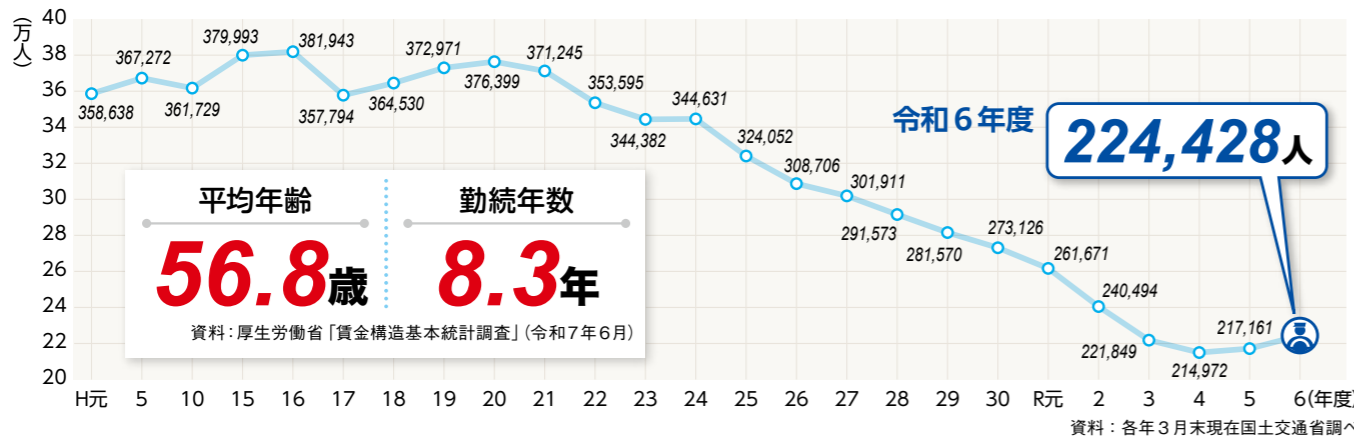


役員 事務
自動車整備工
その他
42,754人



運転者数の推移 (法人)

(タクシー運転者は二種免許が必要です。)



運転者登録制度

タクシー業務適正化特別措置法に基づき、全国の法人タクシー運転者は、講習の受講・修了後国土交通大臣が指定する登録実施機関への登録が必要とされています。悪質な法令違反や重大事故の惹起等、登録の拒否や取消要件も定められています。タクシー業界では、登録制度を通じてタクシー運転者の質の確保・向上をより一層推進し、輸送の安全及び利用者の利便の確保に取り組んでいます。

優良乗務員表彰

全タク連では、昭和41年から優良乗務員表彰規定に基づき15年以上勤務かつ10年以上無事故・無違反の優良乗務員を表彰し、士気の高揚を図っています。
また、平成20年より、人命救助や振り込め詐欺の未然防止に協力等の善行に対しても表彰しています。

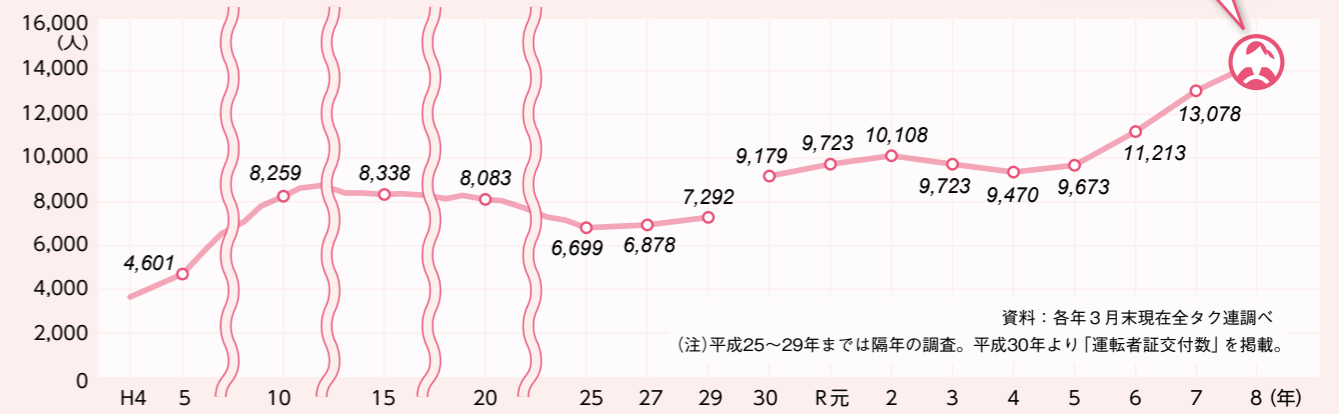
女性乗務員

近年、全国各地で女性乗務員は増加してきています。今後とも、女性乗務員の活躍促進を図るため、女性が働きやすい職場づくりを目指し、勤務体制の整備や制服の工夫、施設の改善などに力を入れています。



女性乗務員数の推移 (法人)

令和8年度 **14,388人**



新卒者の採用拡大

訪日外国人向けタクシーやケア輸送サービス等が広がりをみせる中、同世代に比べて収入や休日が多いなどのメリットもあって、新卒者の採用が多くなっています。

新卒者全国採用人数

1,481人

(令和7年3月末現在 全国ハイヤー・タクシー連合会調べ 隔年調査)

冊子 タクシードライバーになりませんか!

＼タクシードライバーの魅力／

- 地域の公共交通機関であるタクシーのドライバーとして活躍できます。
- ご高齢の方、妊婦さん、観光客など様々なお客様に感謝されます。
- 安定した収入と生活が得られます。
- 地域の道路事情、各種施設などに詳しくなります。
- 70歳過ぎても働けます。



コンシェルジュドライバー(大分)

女性ドライバー 応援企業認定制度



認定状況

全国合計

888

のべ (令和8年4月)

ドライバー不足の解消に向けて

タクシー業界では交通空白の解消に資するよう、ドライバー不足の解消に積極的に取り組んでいます。その方策の一つとして、全タク連では、自ら運営するタクシー専用求人サイト「全国タクシーJOBステーション」を立ち上げています。



全国タクシーJOBステーションの特徴

●「地図から探せる」直感的なUI

- ・GPS機能により、求職者の所在地や自宅近くの事業所の情報を自動表示
- ・「自宅通勤」という求職者の最優先事項を視覚的に解決

●応募ハードルの徹底的な排除

- ・個人情報の事前登録は不要
- ・スマホやPCから気になったらすぐWEB応募が可能



全国タクシーJOBステーション バナー

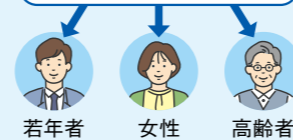
全タク連が取り組む人材確保対策の基本的な考え方

認知不足層や

●安定的な人材供給源層にアプローチする

タクシードライバーが職業選択の際の想定となっていない層（若年者や女性）や人材供給層（高齢者）に対して「働きやすい」・「安心できる」といったポジティブなイメージを「紙媒体」によって情報を提供し、認知度合いを高めて求職活動につなげる。

紙媒体による情報提供



全タク連、都道府県協会、

●各事業者が重層的に採用活動に取り組む

全タク連

- ・求人サイトの開設
- ・イメージアップチラシの作成
- ・国への働きかけ

都道府県協会

- ・ハローワークと連携するなどによる求人
- ・説明会等の開催

事業者

- ・ポスティング
- ・折り込みチラシ等の「紙媒体」の活用

紙媒体による

●広告に関する費用対効果を高める

- ✓「自宅通勤」を最優先事項とする者をメインターゲットとする。
- ✓紙媒体の使用範囲を事業所近隣に限定する。
- ✓GPS機能を活用した求人サイトを開設し、自宅通勤の可視化を図る。
→費用負担を抑えつつ、求職者の認知→関心→応募までの行動を最大化する。

全タク連では、労働力の高齢化が進む中で安定的な人材供給源としての高齢者や現に、タクシードライバーとして活躍している高齢者が長期にわたって活躍できるよう、様々な方策をまとめたガイドラインを作成しています。

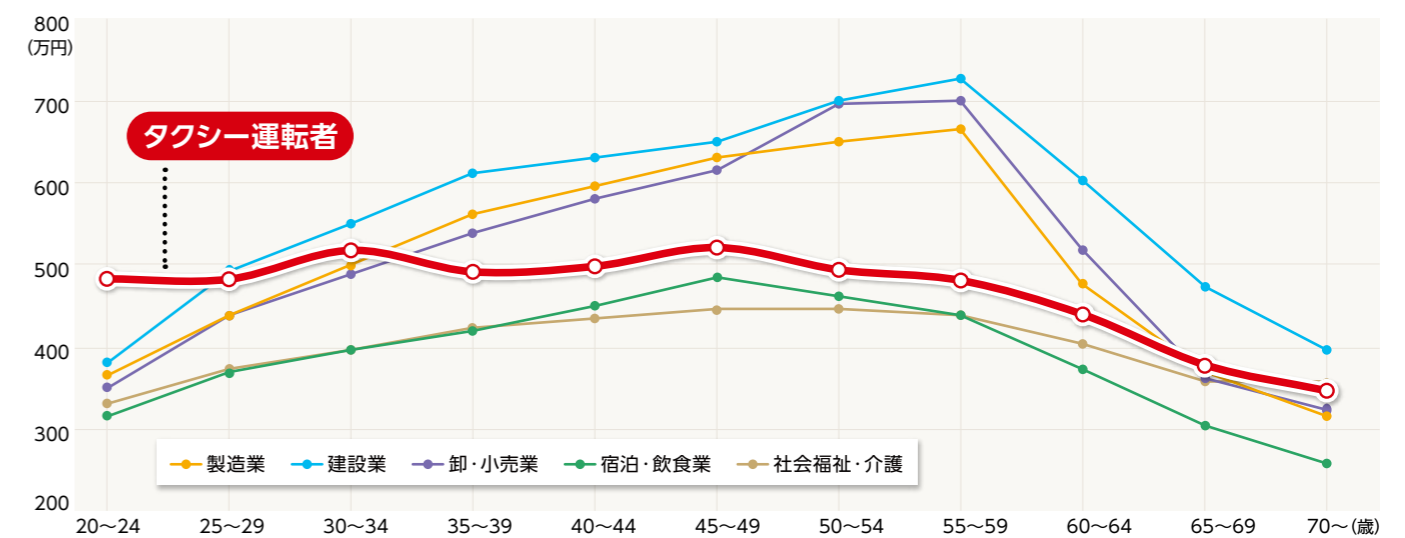


■タクシー運転者と主要産業労働者との年齢階級別の年間給与の比較

	タクシー運転者	製造業	建設業	卸・小売業	宿泊・飲食業	社会福祉・介護
年齢階級	年間推計額	年間推計額	年間推計額	年間推計額	年間推計額	年間推計額
20～24歳	483.36	366.43	383.23	352.50	316.54	330.01
25～29歳	482.87	437.44	493.88	438.58	368.02	372.01
30～34歳	517.92	501.15	552.06	490.18	397.53	395.62
35～39歳	491.87	562.94	610.16	539.46	420.96	422.16
40～44歳	498.55	594.68	630.27	582.71	448.78	433.83
45～49歳	521.31	632.60	650.11	616.51	484.16	445.62
50～54歳	494.31	650.37	699.87	697.41	462.11	446.72
55～59歳	481.35	666.01	726.53	701.30	440.86	440.79
60～64歳	440.13	479.11	605.69	519.55	374.03	405.00
65～69歳	379.05	368.42	472.64	360.92	305.75	358.56
70歳～	347.59	317.03	396.53	324.99	259.74	360.02
区分なし	450.82	553.59	592.14	562.01	402.56	414.85

(令和7年・単位=万円)

■年齢階級別年間給与の比較



- 1 主要産業との比較では、20代前半で年間推計額が400万円を超えているのはタクシー運転者だけです。
- 2 60歳以上では、タクシー運転者と製造業、卸・小売業との年間推計額の差は急速に縮まり、65歳以上ではタクシー運転者の年間推計額の方が高くなっています。

- 3 以上のように、タクシー運転者の年間推計額は、若年層及び高齢層において相対的に高い水準を示しており、これらの層についての雇用競争力がある職業です。
- 4 このグラフにはありませんが、賃金の高位層は多くの職種の中でも上位4割以内となっています。

交通空白の解消に向けて

タクシー業界は国土交通省「交通空白」解消本部等と連携して交通空白の解消に取り組んでいます。

国土交通省「交通空白」解消本部

国土交通省は、全国各地で、タクシー、乗合タクシー、日本版ライドシェアや公共ライドシェア等(以下、タクシー等という)を地域住民や来訪者が使えない「交通空白」の解消に向けて早急に対応していくため、「交通空白」解消本部(本部長:国土交通大臣)を令和6年7月17日に設置しました。

令和7年度～9年度の3か年を集中対策期間として、自治体・タクシー事業者等交通事業者とともに、「交通空白」の解消に向けた取り組みが進められています。

交通空白解消に向けた取組

◎乗合タクシー

本誌P21・22「お客様のニーズに応える地域公共交通機関①」に掲載しています。

◎空港・駅の乗り場改善

インバウンドで増加した観光客等に対応するため、ポーターの配置、ライブカメラの設置、専用レーン設置等により、待機時間短縮等利用者利便を向上(羽田空港タクシー乗り場、東京駅八重洲口タクシー乗り場、鶴見駅タクシー乗り場、新大阪駅タクシー乗り場等)



JR鶴見駅タクシー乗り場のライブカメラ

◎日本版ライドシェア(自家用車活用事業)

地域交通の「担い手」「移動の足」不足解消のため、令和6年3月、タクシー事業者の管理の下で、自家用車・一般ドライバーを活用した運送サービスの提供を可能とする日本版ライドシェアが創設されました。

タクシー配車アプリデータ等を活用して、タクシーが不足する地域・時期・時間帯を特定し、地域の自家用車・一般ドライバーを活用して不足分を供給し、タクシーを補完します。

雨天・酷暑、イベント時等需要急増時における供給の拡大、配車アプリの普及していない地域での電話受付・現金決済での適用等、ニーズを踏まえた運用改善がされています。

■導入実績 149地域、1,009事業者、10,964台
(令和8年4月5日)

目的

地域の足対策
全国の自治体において、タクシー等を地域住民が利用できる状態を目指す。

観光の足対策
主要交通結節点(主要駅、空港等)において、タクシー等を来訪者が利用できる状態を目指す。

◎タクシー等の利用環境改善

観光シーズン等に他営業圏からのタクシー派遣により供給力を強化(北海道ニセコエリア、長野県軽井沢町等)



ニセコモデル出発式(令和5年12月18日)

◎供給力の最適化

大都市部等では、深夜中心に組んでいた勤務シフトを、お客様のニーズの変化に対応するため、朝の時間帯もカバーする勤務シフト(16時出庫翌10時帰庫等)への変更を進め、タクシー供給力の最適化を実施しています。



東京特別区・武三交通圏 日本版ライドシェア出発式(令和6年4月8日)

◎公共ライドシェア(自家用有償旅客運送)

バス事業やタクシー事業によって輸送手段を確保することが困難な場合、市町村やNPO法人などが、自家用車を活用して提供する有償の旅客運送を公共ライドシェアと呼んでおり、「交通空白地有償運送」と「福祉有償運送」の2つがあります。

■導入実績

681地域、865主体、6,307台
(令和8年3月31日、交通空白型)



「i-chan」(あいちゃん)
全自連による公共ライドシェア等の愛称

導入事例 富山県南砺市「なんモビ」

(一社)全国自治体ライドシェア連絡協議会(略称「全自連」)が開発した配車システムにより、タクシーを優先して配車し、困難な場合、公共ライドシェアを配車。



南砺市版公共ライドシェア「なんモビ」出発式(令和7年3月24日)

◎協業化・共同化

複数の自治体・タクシー等交通事業者が連携し、運行・配車・車両・システムなどを共同で運営し、運行コスト削減や交通サービスの維持・効率化に取り組んでいます。また、スクールバス・福祉車両との混乗、商業施設・病院との共同送迎等、交通と医療・福祉・教育等他分野連携による地域輸送資源のフル活用も進められています。

導入事例 「タクシーステーション新潟」

法人タクシー及び個人タクシー組合が参画するタクシー共同配車業務。



国土交通省「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム

令和6年11月25日に発足し、解消本部と官民連携プラットフォームを両輪として、「交通空白」の解消に向けた取り組みが強力に推進されています。

目的	「交通空白」に係るお困りごとを抱える自治体、交通事業者と、様々な資源を持つ幅広い分野の企業・団体群の連携・協働体制を構築し、「交通空白」解消に向けて、「地域の足」・「観光の足」を確保するため、実効性かつ持続可能性のある取組を全国規模で推進する。
会員	1. 「交通空白」に係るお困りごとを抱える自治体や交通事業者 2. 「交通空白」の解消に貢献する高い意欲を持つパートナー企業または団体等1,685会員(内訳:1,038自治体(991市区町村、47都道府県)、219交通事業者、150団体、278パートナー企業、令和8年4月30日)

主な取組

◎課題×ソリューションのマッチング マッチングカタログの作成、全国マッチング・イベントの開催等

◎空白解消に向けたパイロットプロジェクト 5分野30件の実証事業の展開等

◎空白解消に向けたナレッジの共有 特設サイトの構築、事例紹介等

全国ハイヤー・タクシー連合会 地方タクシー事業再生・進化推進特別本部について

地方のタクシー事業者の意見・要望をより一層吸い上げ、その実現をはかるとともに、国土交通省「交通空白解消本部」における取組と連携を強化するため、全タク連に地方タクシー事業再生・進化推進特別本部(本部長:川鍋会長)を設置し、令和7年7月の第1回会議開催以降、定期的に開催し様々な課題解決に取り組んでいます。

お客様のニーズに応える地域公共交通機関①

365日、早朝から深夜まで個別輸送、面的輸送に対応できるタクシーは、地域のニーズに応じた機動的なサービスを利用者の皆様に提供しています。

乗合タクシー

乗合タクシーは、ワゴン型や一般のタクシー車両を使った乗合型の公共交通です。

地域のタクシー事業者は、過疎化・高齢化が急速に進行する中で地域住民の生活交通を維持するため、乗合タクシーの運行に積極的に取り組んでいます。主に、バスが運行できない過疎地域等において運行していますが、このほかに空港と周辺市町村を結ぶ空港型等もあります。

乗合タクシーには、バスのように定時・定路線で運行する路線定期型のほか、路線及び運行時刻は定めず事前予約による自宅から訪問先等の利用者の要望に応じてドア・ツー・ドア等で運行するデマンド型もあります。

これらの乗合タクシーは、全国で6,006コース、17,066台(令和7年3月末現在)が運行しています。



計 6,006コース **17,066**台

過疎型

4,910コース

過疎地における廃止バス路線の代替などに対応

空港型

486コース

空港と周辺市町村を結ぶ

観光型

292コース

地域の観光スポットを効率よく周遊

都市型

135コース

都市部において駅などを出発点として一定のエリア内を運行

福祉型

39コース

マイカーが利用できない移動困難な高齢者などの通院等お出かけ支援に対応

団地型

39コース

住宅団地と駅などを結ぶ

その他 **105**コース

自治体訪問活動 について

各地域のタクシー協会は、従来から、自治体を直接訪問して乗合タクシー導入等、地域交通の課題・ニーズの解決に向けて意見交換を行い、地域の公共交通機関として移動の足の確保に努めています。



乗合タクシー 導入事例①

交通空白地域における「水都(すいっと)タクシー」一括定額運賃の導入

茨城県
水戸市

●水戸市の交通空白地域を11地区に分割し、令和3年4月から一括定額運賃の制度化の下で本格運行を開始。

- 運行車両 市がタクシー事業者から7台を借り上げ。
- 運行時間帯 平日の9時～16時(閑散時間帯)(一部地区では土曜運行も有り)
- 運賃 市内片道1,000円(地区内のみ500円)
- 対象利用者 各交通空白地域の市民。電話による予約。
- 運行エリア 国田・柳河、上大野・下大野、稲荷第一・大場、酒門、鯉淵、妻里・山根及び飯富地区
- 運行形態 一般乗用旅客自動車運送事業(乗合ではない)



■運行委託 ・市がタクシー事業者7社と契約。(事業主体は水戸市で、運行主体はタクシー事業者)

■運行経費 ・市は1台につき1日24,360円で契約。利用者負担分を相殺し、1日10回の運行があれば、市の支払いは14,360円で済む。

■効果等 ・タクシーに本来、備え付けてある無線を利用。利用者が増えれば増えるほど、市の支払は軽減されるため市にとっては特に財政面で持続可能な公共交通を実現。
・地域公共交通におけるタクシーの新たな選択肢として、これまでのデマンド交通及びタクシー券以外に、一括定額運賃(1,000円タクシー)制度が加わったもの。



詳細はこちら

乗合タクシー 導入事例②

地域で支える公共交通「おでかけ交通」

福岡県
北九州市

●公共交通空白地域において、地域住民の日常生活や外出を支援する生活交通を確保するため、一定の採算性の確保を前提に、地域住民・タクシー事業者・市がそれぞれの役割分担のもとで連携して、ジャンボタクシー等を運行している。

●北九州市は、運輸局、既存の交通事業者など、関係機関との調整や車両調達等の費用及び運行に要する費用の一部に対する助成などの支援を行っている。

地域住民
運営委員会

- ▶積極的な利用
- ▶利用者の需要確保
- ▶協賛金等の確保

交通事業者
運行主体

行政
支援

▶運行計画の立案
▶低コストへの工夫
▶継続的な運行

▶地域住民・交通事業者との協議・調整
▶運行に対する助言・指導
▶運行の円滑化・安全確保に関する支援

運行状況

■運行地区 **枝光** **大蔵** **合馬・道原** **木屋瀬・楠橋・星ヶ丘** **田代・河内** **恒見・喜多久** **東谷** **平尾台**

- 運賃 200円
- 運行車両 ジャンボタクシー
- 運行便数・時間 平日・土曜日：荒手ルート21便、枝光ルート7便、日の出ルート15便、山王ルート10便、山王・藤見ルート3便 8時～18時台
日曜日・祝日運休
- 乗車人数 1日あたり127人(令和7年度実績)

枝光地区の例



お客様のニーズに応える地域公共交通機関②

スマートフォンによる配車

スマートフォンのアプリによる配車サービスが広がっています。スマートフォンのGPS機能等を活用し、効率的にお客様をお迎えに上がります。また、令和元年10月からは、配車アプリを活用した事前確定運賃のサービス提供を開始しました。このほか相乗り等の新たなサービスも配車アプリを活用して始まっています。



観光タクシー

各地で観光ガイドタクシーの認定を受けた乗務員が、観光で訪れたお客様に地域の観光スポットや特産物等をご案内しています。また、各事業者やタクシー協会により主要な観光スポット等を巡る多彩な観光コースをご用意しています。事前予約により、時間制運賃やルート別の定額運賃でご利用いただけます。



定額タクシー

空港などの施設への送迎や観光ルート別に、あらかじめ設定した定額の運賃でお客様をお送りします。



専用乗り場の設置

優良タクシー乗り場、EV・HVタクシー優先乗り場、UDタクシー専用乗り場等、お客様のニーズに対応した専用乗り場の設置に努めています。



優良タクシー乗り場(東京駅八重洲口前)

妊婦応援タクシー

事前登録をした妊婦のお客様に対し、陣痛等が始まった場合に必要の研修を受けた乗務員がかりつけの病院までお送りします。出産時だけでなく、定期検診などの際にも安心してご利用いただけます。



育児支援タクシー

必要な研修を受けた乗務員がチャイルドシートやジュニアシート等を備えて対応します。お子様だけの乗車もできます。



介護タクシー

介護保険の要介護者の方々にに対し、指定居宅サービス事業者のタクシーでは、介護資格を保有する乗務員や同乗するヘルパーが乗降介助や身体介護サービスを提供します。



便利タクシー

時間の余裕がない方や外出が困難な方に、病院の予約や買い物代行、書類の受け渡しなど必要なときに必要なサービスを提供します。



新たなタクシーメーター (ソフトメーター)

GPSによる位置情報により走行距離を推定し運賃を算出するソフトウェアで、需要に合わせた柔軟な運賃の設定等が可能です。



タクシーデリバリー

新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした食料・飲料の運送に係るニーズの増加を踏まえ、貨物自動車運送事業法に基づき、運送する品目を食料・飲料に限定した上でレストラン等のメニューをタクシーがお届けします。



インバウンド対応

タクシー業界では、訪日外国人向けタクシーサービス向上アクションプランを策定し、訪日外国人のニーズに対応した安全で快適なタクシーサービスの向上に取り組んでいます。

訪日外国人向け タクシーサービス向上アクションプランの概要

母国と同じ タクシー・ハイヤー 利用環境づくり

- ①日本の配車アプリの多言語化の普及促進**
タクシー配車アプリについて、外国人のお客様にもご利用いただけるよう、外国語版の導入を更に促進していきます。
- ②海外タクシー配車アプリと日本の配車アプリ・タクシー事業者との連携**
海外タクシー配車アプリと日本の配車アプリの相互利用を進め、訪日外国人が自国の配車アプリでスムーズに日本のタクシーを利用できるようにしていきます。

言葉の不安解消

- ①外国語で接遇できるドライバーの採用・養成促進**
外国語に堪能なドライバーやインバウンド対応ドライバーの採用・養成を進めます。
- ②外国人対応研修・認定制度の充実・拡大**
諸外国の文化・習慣や挨拶とその対応等についての研修を更に促進します。
- ③空港・主要駅での利用環境の向上**
外国語接遇ドライバー専用乗り場・入講レーンの設置・拡大を進めます。
- ④多言語音声翻訳システムの導入**
多言語音声翻訳システムを内蔵したスマートフォン・タブレットの導入の検討を進めます。

決済の不安解消

- ①キャッシュレス決済への対応**
海外から日本を訪れたお客様にスムーズにタクシー運賃をお支払いいただけるようクレジットカード、電子マネー、交通系ICカード、QRコード決済対応端末の導入を促進します。
- ②外国語対応・キャッシュレス決済対応車両の見える化**
外国語対応・キャッシュレス決済対応車両にステッカーを表示して見える化を図ります。

関係機関・団体と 連携した プロモーション活動

- ①訪日外国人に対するタクシーの利用・予約方法等のプロモーション活動**
- ②JNTO (日本政府観光局) と連携した海外プロモーション活動**
- ③訪日外国人のニーズに対応した観光・周遊ルートの開発**

ケア輸送サービス

高齢者、障がい者等、手助けが必要な方々のためのタクシーの外出支援サービスをケア輸送サービスと呼んでいます。

バリアフリー法に基づく基本方針

目標

- 令和12年度末までに
- 全国でユニバーサルデザインタクシーを含む福祉タクシーを約**90,000**台導入する
 - 各都道府県における総車両数の約**25%**をユニバーサルデザインタクシーとする

ユニバーサルデザインタクシー

健常者はもちろんのこと、高齢者や妊産婦、子供連れ、車椅子の方など利用者にとって乗降の配慮がなされている流し営業も行うタクシーです。国の標準仕様ユニバーサルデザインタクシーの認定制度に基づき、認定を受けたユニバーサルデザインタクシーは、マークを車体に表示しています。

平成29年10月に登場したトヨタ自動車のJPN TAXI (ジャパンタクシー) は、LPGハイブリッドシステムによる高い環境性能も備えており、導入が進んでいます。

さらなる普及促進のため令和6年4月1日に認定基準「レベル準1」が新設され、基準を満たす車種がユニバーサルデザインタクシーとして認定されています。

令和7年3月末現在、全国で合計約**47,000**台のユニバーサルデザインタクシーが導入されています。

福祉タクシー (ユニバーサルデザインタクシーを除く)

車椅子のまま乗降できるリフトやスロープ付きワンボックス型車両、寝たきりの方が介助者と一緒に乗車できる寝台付き車両、乗降が容易な回転シート付きの車両です。

令和7年3月末現在、全国で約**13,000**台導入されています。



日産セレナ

UDレベル準1
(車椅子スロープ
耐荷重200kg)トヨタ
ジャパンタクシーUDレベル1
(車椅子スロープ
耐荷重300kg)

トヨタ ハイエース

ユニバーサルドライバー研修



各地のタクシー協会、無線協同組合、事業者等において、一般タクシー乗務員に対し統一的なカリキュラムによる**ユニバーサルドライバー研修**を実施し、高齢者や障がい者等の多様なニーズや特性の理解、お客様との円滑なコミュニケーションの確保等、適切な対応ができるよう取り組んでいます。

なお、東京タクシーセンター、神奈川タクシーセンター、名古屋タクシー協会、大阪タクシーセンターにおいては、全ての新任乗務員が本研修を受講しています。

研修修了者は
全国で約**198,000**人
(令和8年3月末現在)

広報活動

タクシーが我が国に誕生したのは、大正元年(1912年)8月5日(注)です。現在の東京・有楽町マリオンが所在する地(千代田区有楽町2-5)に設立された「タクシー自動車株式会社」が、タクシーメーターを装備したT型フォード6台で営業を開始しました。全タク連では平成元年(1989年)にこの日を「タクシーの日」と定め、毎年、全国各地で多彩なキャンペーンを実施しています。

今後とも、地域の公共交通機関として、これまで以上にサービス及び利便性の向上に努めていくこととしておりますので、引き続き宜しくお願い致します。(注)タクシーの営業開始日が8月であることは確かですが、開始日については諸説あります。



「タクシーの日」の主な行事の状況(令和7年)

- ① 寄付金、車いす、交通安全グッズ等の寄贈(募金活動を含む。)
- ② 啓発活動、街頭指導、ドアサービス、乗務員表彰等の実施
- ③ タクシー乗り場、公共施設等の清掃
- ④ イベント、式典、展示等の実施、参加
- ⑤ 献血運動
- ⑥ 抽選、アンケート、コンテスト、クイズ等によるタクシー乗車券、グッズ等のプレゼント
- ⑦ 新聞、ラジオ、インターネット、SNS等による広報活動
- ⑧ ラッピングタクシーによる広報活動
- ⑨ タクシードライバー就職希望者への訴求、人材確保
- ⑩ 頒布物(ポケットティッシュ、ウェットティッシュ、リーフレット等)、掲出物(のぼり旗、横断幕、ステッカー、ポスター等)等による広報活動



東京

こども霞が関見学デー

令和7年8月6日・7日に「こども霞が関見学デー」が開催され、霞が関周辺のタクシー乗車体験を通じて、タクシーを身近に感じてもらいました。また、乗車したこどもたちには乗車体験証明書をプレゼントしました。



古川前・国土交通副大臣視察



タクシードライバー・イメージアップチラシ

タクシードライバーという職業の魅力が伝わるよう、若年者、女性、高齢者に向けたイメージアップチラシを作成しています。

若年者用

地元で、安心して働くという選択

あなたの地元でタクシードライバーになませんか!

収入と生活

勤務スタイル

勤務の実態

仕事の職場環境

女性用

女性が進む、新しい働き方。タクシーという選択。

勤務スタイル

勤務の実態

仕事の職場環境

高齢者用

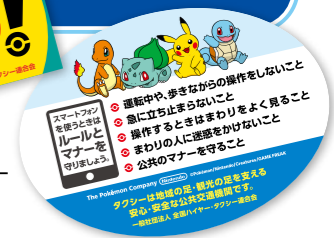
一歩進め、地域で安心して働く仕事。多くの人が第二のキャリアとして選ばれています。

勤務スタイル

勤務の実態

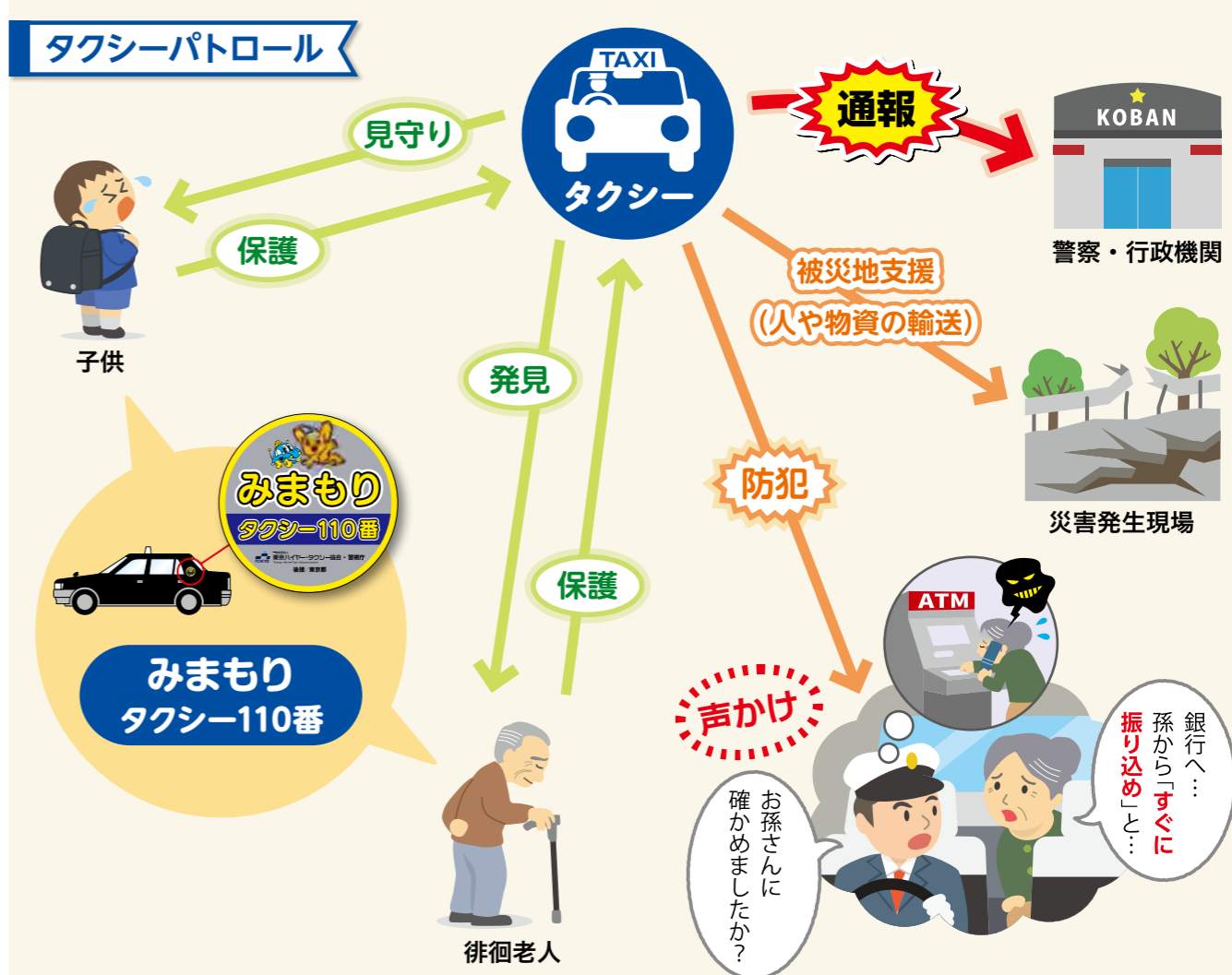
仕事の職場環境

社会貢献



地域の安全を確保するために取り組んでいます

タクシーは、**365日24時間**、あらゆる場所を走行しています。



「各地域のタクシー協会等は、災害時等における緊急輸送・情報通信に関する協力協定等を全国の地方自治体等 **約170機関** (うち34都道府県) と締結しています。」 (令和7年3月31日現在)

防災レポートタクシー

特別な研修を受けた運転者が、的確・迅速に情報を提供し、地域防災に貢献しています。

「火災予防」通報協力タクシー

特に夜中など火災予防に関する情報を110番、119番に通報することで火災の防止に役立っています。

防犯対策

タクシー事業者は、乗務員に防犯マニュアルを携行させる他、設備面では、防犯仕切板、防犯カメラ及び緊急通報システム等を設置して防犯対策を進めています。
更に、警察の協力の下で、防犯責任者や職員を対象に防犯訓練等の指導を進めています。

設置状況



車内防犯カメラ



周知ステッカー



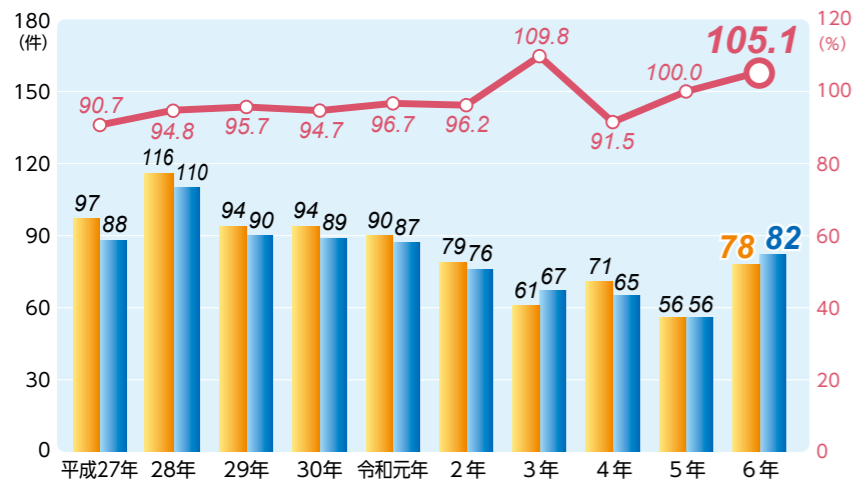
車内用「STOP カスタマーハラスメント」ステッカー



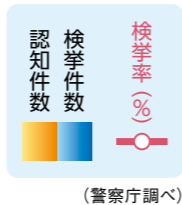
全国ハイヤー・タクシー防犯協力団体連合会
調査年月日：令和7年3月末現在

タクシー強盗の認知・検挙件数

タクシーを対象とした強盗事件は夜間帯を中心に発生しています。



警察官による防犯指導



タクシーの防犯基準 (概要)

タクシー強盗に対応する防犯基準を策定。

項目	基準の概要
防犯責任者	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 営業所等で防犯責任者を指定 ▶ 乗務員に防犯必携(防犯マニュアル)の周知、防犯指導、防犯訓練等
乗務員	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 車両の安全点検時に防犯設備も併せて点検 ▶ 乗客に対する声かけの励行、必要最少限度の現金の所持 ▶ 車外防犯灯の活用、身の危険を感じたときの対応要領等
防犯設備	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 車外防犯灯、防犯仕切板、車内防犯カメラ等防犯設備の設置等
その他	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業者の防犯必携(防犯マニュアル)の作成 ▶ 車外防犯灯に関する広報等



タクシー強盗を想定した防犯訓練

都道府県協会一覧

※運輸局ブロックごとに色分けしています。

令和8年4月1日現在

団体名	所在地	電話・FAX
(一社)北海道ハイヤー協会	〒064-0808 札幌市中央区南八条西15-4-1	011-561-1171 FAX: 011-551-0161
(一社)青森県タクシー協会	〒030-0843 青森市大字浜田字豊田139-21 青森県交通会館	017-739-0545 FAX: 017-739-0448
(一社)岩手県タクシー協会	〒020-0891 紫波郡矢巾町流通センター南2-8-3 岩手県自動車会館	019-638-1761 FAX: 019-637-3109
(一社)宮城県タクシー協会	〒984-0002 仙台市若林区卸町東3-2-38	022-288-1113 FAX: 022-288-1114
(一社)秋田県ハイヤー協会	〒010-0962 秋田市八橋大畑2-12-53 秋田県自動車会館	018-864-1351 FAX: 018-864-1353
(一社)山形県ハイヤー協会	〒990-2161 山形市大字漆山字行段1422 山形県自動車会館	023-686-2505 FAX: 023-686-2503
(一社)福島県タクシー協会	〒960-8165 福島市吉倉字吉田40 福島県自動車会館	024-546-2028 FAX: 024-546-9845
(一社)茨城県ハイヤー・タクシー協会	〒310-0913 水戸市見川町2440-1 茨城県トラック総合会館内	029-297-7131 FAX: 029-297-7132
(一社)栃木県タクシー協会	〒321-0169 宇都宮市八千代1-4-12 栃木県交通会館	028-658-2411 FAX: 028-659-4512
(一社)群馬県タクシー協会	〒379-2166 前橋市野中町322-1	027-212-0871 FAX: 027-212-0872
(一社)埼玉県乗用自動車協会	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-10-4 八千代ビル	048-863-6431 FAX: 048-863-7833
(一社)千葉県タクシー協会	〒260-0855 千葉市中央区市場町7-9 千葉県土地開発公社内	043-307-7002 FAX: 043-307-7003
(一社)東京ハイヤー・タクシー協会	〒102-0074 千代田区九段南4-8-13 自動車会館	03-3264-8080 FAX: 03-3221-7665
(一社)神奈川県タクシー協会	〒231-0066 横浜市中区日ノ出町2-130 神奈川県ハイヤータクシー会館	045-241-3577 FAX: 045-241-3581
(一社)山梨県タクシー協会	〒406-0034 笛吹市石和町唐柏1000-7 山梨県自動車総合会館	055-262-1212 FAX: 055-262-1213
(一社)新潟県ハイヤー・タクシー協会	〒950-0901 新潟市中央区弁天3-3-15 新潟県ハイタク会館	025-241-8677 FAX: 025-247-0655
富山県タクシー協会	〒930-0992 富山市新庄町馬場24-2 富山県自動車会館	076-423-0622 FAX: 076-423-0631
(一社)石川県タクシー協会	〒920-8203 金沢市鞍月2-1 石川県IT総合人材育成センター	076-254-1348 FAX: 076-268-1349
(一社)長野県タクシー協会	〒381-0034 長野市大字高田字高田沖359-3 長野県タクシー会館	026-227-7177 FAX: 026-228-9558
(一社)福井県タクシー協会	〒918-8023 福井市西谷1-1401 福井県自動車会館	0776-34-1722 FAX: 0776-34-1723
岐阜県タクシー協会	〒501-6133 岐阜市日置江2648-2 岐阜県自動車会館	058-279-3728 FAX: 058-279-3677
商業組合 静岡県タクシー協会	〒422-8004 静岡市駿河区国吉田2-4-26 静岡県自動車会館	054-261-1401 FAX: 054-261-1403
愛知県タクシー協会	〒466-8558 名古屋市昭和区滝子町30-16 愛知県自動車会館	052-881-1315 FAX: 052-872-0968
名古屋タクシー協会	〒466-8558 名古屋市昭和区滝子町30-16 愛知県自動車会館	052-871-0601 FAX: 052-871-8715
(一社)三重県タクシー協会	〒514-0303 津市雲出長常町字六ノ割1190-1 三重県自動車協議所会館	059-234-8438 FAX: 059-234-8448
(一社)滋賀県タクシー協会	〒524-0104 守山市木浜町2298-4 滋賀県トラック総合会館	077-585-8261 FAX: 077-585-8262
(一社)京都府タクシー協会	〒612-8418 京都市伏見区竹田向代町51-5 京都自動車会館	075-691-6518 FAX: 075-682-5325
(一社)大阪タクシー協会	〒541-0059 大阪市中央区博労町2-2-13 大阪堺筋ビル	06-6125-5400 FAX: 06-6125-5445
(一社)兵庫県タクシー協会	〒651-0084 神戸市中央区磯辺通2-2-10 ワンノットトリーズ神戸ビル	078-862-9292 FAX: 078-862-9256
(一社)奈良県タクシー協会	〒639-1037 大和郡山田町北町981-8 奈良県自動車会館	0743-57-0073 FAX: 0743-23-1181
(一社)和歌山県タクシー協会	〒640-8342 和歌山市友田町3-64 和歌山県タクシー協会会館	073-422-3150 FAX: 073-422-3351
(一社)鳥取県ハイヤー・タクシー協会	〒680-0006 鳥取市丸山町246-10 (一社)鳥取県バス協会内	0857-24-4689 FAX: 0857-21-8670
(一社)鳥根県旅客自動車協会	〒690-0821 松江市上東川津町1238	0852-60-0928 FAX: 0852-60-0805
(一社)岡山県タクシー協会	〒703-8261 岡山市中区海吉1806-1 岡山県タクシー会館1F	086-238-3008 FAX: 086-238-2807
(一社)広島県タクシー協会	〒733-0036 広島市西区観音新町1-7-71 広島県タクシー協会会館	082-233-9155 FAX: 082-293-9296
(一社)山口県タクシー協会	〒753-0821 山口市葵1-5-58 山口県自動車会館	083-922-5110 FAX: 083-922-4303
徳島県タクシー協会	〒771-1156 徳島市応神町応神産業団地1-6 徳島県自動車会館	088-641-4116 FAX: 088-641-4646
香川県タクシー協同組合	〒760-0065 高松市朝日町5-4-27 香川ハイタク会館	087-821-8513 FAX: 087-823-3617
(一社)愛媛県ハイヤー・タクシー協会	〒790-0067 松山市大手町1-7-4 伊予鉄大手町ビル	089-941-7481 FAX: 089-947-6721
高知県ハイヤー・タクシー協議会		
(一社)高知県ハイヤー協会	〒781-5103 高知市大津乙1879-9 高知交通会館	088-866-6555 FAX: 088-866-6556
高知市ハイヤー協同組合	〒781-5103 高知市大津乙1879-9 高知交通会館	088-866-0520 FAX: 088-866-6741
(一社)福岡県タクシー協会	〒812-0014 福岡市博多区比恵町11-1 福岡タクシー会館ビル	092-474-8340 FAX: 092-474-8350
(一社)佐賀県タクシー協会	〒849-0928 佐賀市若楠2-7-2 佐賀県交通会館	0952-31-2341 FAX: 0952-31-2342
(一社)長崎県タクシー協会	〒851-0103 長崎市中里町1576-6 長崎県自動車協会会館	095-838-2664 FAX: 095-839-8400
(一社)熊本県タクシー協会	〒862-0901 熊本市東区東町4-14-31 熊本県タクシー会館	096-368-4101 FAX: 096-365-5986
(一社)大分県タクシー協会	〒870-0907 大分市大津町3-4-13 大分県交通会館	097-558-5759 FAX: 097-558-5756
(一社)宮崎県タクシー協会	〒880-0925 宮崎市大字本郷北方字鶴戸尾2735-24	0985-51-8081 FAX: 0985-54-8320
(一社)鹿児島県タクシー協会	〒892-0836 鹿児島市錦江町11-49 鹿児島県タクシー会館	099-222-3255 FAX: 099-222-3653
(一社)沖縄県ハイヤー・タクシー協会	〒900-0021 那覇市泉崎2-103-4	098-855-1344 FAX: 098-853-5075

一般社団法人

全国ハイヤー・タクシー連合会

Japan Federation of Hire-Taxi Associations

発行人：川鍋一朗

編集人：新田慎二

〒102-0074

東京都千代田区九段南4-8-13 自動車会館

TEL. 03(3239)1531(代表) / FAX. 03(3239)1619

URL : <https://taxi-japan.or.jp>

ドア・ツー・ドアの公共交通機関である **タクシー** は
国民生活の足、地域の活力の維持・地方創生の担い手として
安全・安心・快適をモットーに
これからも国民の皆様のために頑張ります。

ご声援よろしく申し上げます！

